

三重県脱炭素社会推進本部設置要綱

(目的)

第1条 三重県における脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的に推進することを目的として、三重県脱炭素社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 脱炭素に関する動向の情報共有。
- (2) 脱炭素社会の実現に向けた事業・取組に関すること。
- (3) 脱炭素社会の普及啓発に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて推進本部に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局は、環境生活部地球温暖化対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

三重県脱炭素社会推進本部 本部員

| |
|---|
| 防 災 対 策 部 長 |
| 戦 略 企 画 部 長 |
| 戦 略 企 画 部 東 京 事 務 所 長 |
| 総 務 部 長 |
| 医 療 保 健 部 長 |
| 医 療 保 健 部 理 事 |
| 子 ど も ・ 福 祉 部 長 |
| 環 境 生 活 部 長 |
| 環 境 生 活 部 廃 棄 物 対 策 局 長 |
| 地 域 連 携 部 長 |
| 地 域 連 携 部 国 体 ・ 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 局 長 |
| 地 域 連 携 部 南 部 地 域 活 性 化 局 長 |
| 農 林 水 産 部 長 |
| 雇 用 経 済 部 長 |
| 雇 用 経 済 部 観 光 局 長 |
| 県 土 整 備 部 長 |
| 県 土 整 備 部 理 事 |
| デ ジ タ ル 社 会 推 進 局 長 |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 局 長 |
| 企 業 庁 長 |
| 病 院 事 業 庁 長 |
| 教 育 委 員 会 教 育 長 |
| 警 察 本 部 長 |